

JS労 年末手当を要求！

JS労は、10月17日、サービック会社に対して、現場の厳しい労働環境の中で働くすべての社員の労に報いるために、生活給としての賃金である期末手当（年末手当）の要求を申し入れました。

早急に団体交渉を開催して誠意ある回答を求めています。

社員 継続社員 契約社員 3.3箇月

パート社員 一律10万円

【申し入れた内容】

1. 社員、継続社員、契約社員の年末手当は、基準月額の3.3箇月とすること。
2. パート社員の年末手当は、一律10万円とすること。
3. 回答は、11月13日までにすること。
4. 支給日は、2023年12月8日までにすること。

JS労は、サービック会社で働く全ての皆さんの声を反映した要求を掲げ、その実現に向け取り組みます。